

令和4年12月16日  
消防庁

## 大阪市北区ビル火災を踏まえた避難行動に関するガイドラインの公表

令和3年12月17日に大阪市北区において発生したビル火災を受け、消防庁が国土交通省と合同で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、直通階段が一つの建築物における防火・避難対策の検討を行い、令和4年6月28日に報告書がとりまとめられました。

本報告書を受け、今般、消防庁では「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したことから、公表します。

## 1 ガイドラインの趣旨

直通階段が一つの建築物を対象に、在館者が直通階段を使用して避難することが困難になった場合における退避区画<sup>※</sup>を使用した退避・避難行動等及びその留意事項並びに火災発生のリスク及び被害軽減のための日常における施設や設備の維持管理について示した。

※ 退避区画は、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」のことをいう。退避区画の満たすべき基準は国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に示されている。なお、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」は国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/>) に公表されます。

## 2 ガイドラインのポイント

## ① 火災発生時の基本行動

火災発生時における初期消火、避難、通報に関する基本的な実施事項について記載した。

大阪市北区ビル火災のように直通階段を使用できない場合における、避難上有効なバルコニーを使用した避難や直通階段から離れた位置にある居室等からの避難など、状況に応じた避難方法について示した。

## ② 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」の防火避難対策を講じた建築物における退避・避難行動（退避区画を使用した退避・避難行動）（別紙参照）

国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に基づく退避区画を使用した退避・避難方法について記載した。

具体的には、階段室に煙が充満している場合や火災進展が極めて速い場合など、直通階段や避難上有効なバルコニーが使用できない際の退避区画への誘導方法や退避区画内で実施すべき事項等について示した。

## ③ 火災発生のリスク及び被害軽減のための対策

火災発生のリスク及び被害軽減のための対策として、建物の関係者が日常的に実施すべき事項について記載した。

具体的には、「堅穴部分の維持管理」、「退避区画の維持管理」、「階段、廊下、避難口その他避難上必要な施設の維持管理」、「防火対象物点検報告の実施」、「消防用設備等の点検報告の実施」及び「放火防止対策の徹底」について示した。

## 3 その他

ガイドラインの全文は、総務省消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



【問い合わせ先】

消防庁予防課 上村 田澤 若松 TEL:03-5253-7523（直通）

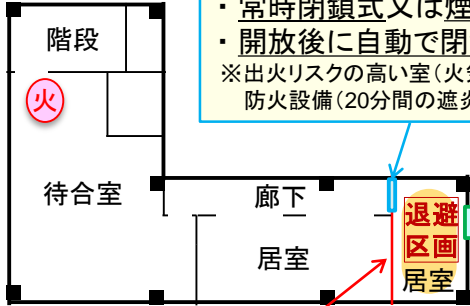
## ■退避区画の概要

### <①居室退避型>

⇒居室単位で区画

#### <退避区画を構成する戸>

- ・不燃材料で造り、又は覆われたもの
  - ・遮煙性能を有するもの
  - ・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
  - ・開放後に自動で閉鎖するもの
- ※出火リスクの高い室(火気使用室)が近傍にある場合などは、防火設備(20分間の遮炎性能を有するもの)とすることが望ましい



#### <開口部>

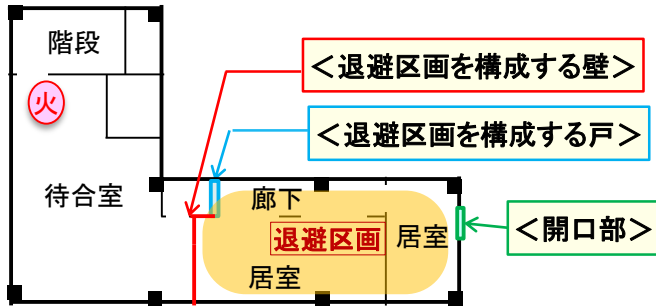
- ・外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
- ・避難器具を設置

#### <退避区画を構成する間仕切壁> ※垂れ壁は不可

- ・準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの

### <②水平避難型>

⇒廊下を一定間隔毎に区画



※壁、戸、開口部の要求性能・仕様は居室退避型と同様

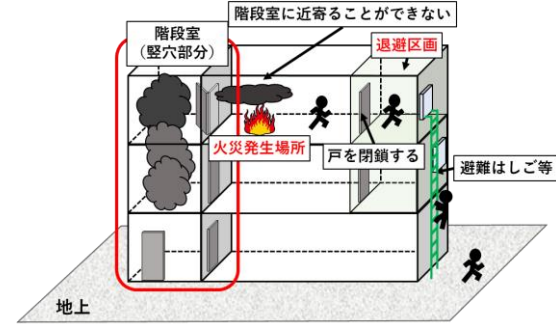
退避区画の詳細は、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」を確認してください。

国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/>)に公表されます。

## ■退避区画(居室退避型)を使用した退避・避難行動のイメージ

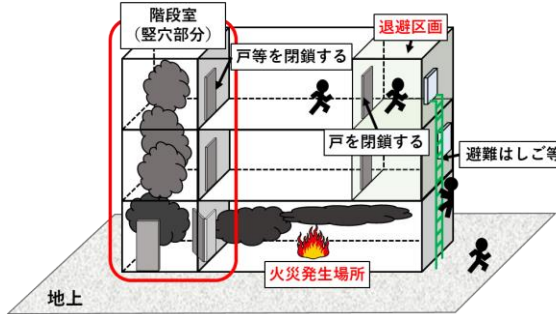
### <①出火階において退避を行う場合>

⇒退避区画に退避し、煙の流入を防ぐため、戸を確実に閉鎖する。



### <②出火階より上階において退避を行う場合>

⇒煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖する。  
退避区画に退避し、煙の流入を防ぐため、戸を確実に閉鎖する。



#### ●退避区画に退避する場合の誘導方法

- ・煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖し、退避区画へ誘導する。
- ・退避区画の位置を確実に把握している者が他の者を連れて声を出しながら、退避区画へ誘導する。
- ・逃げ遅れがないかを声を出して確認する。
- ・火煙が流入する前に退避区画に誘導する。

#### ●退避区画で実施すべき事項

- ・退避区画内に退避後、退避区画の戸を確実に閉鎖する。
- ・避難者が到達して開放する必要があるとき以外は、不必要に戸を開放しない。
- ・退避区画内に退避してくる人がいないことが確実に判断できる場合には、退避区画内に煙が流入するのを防ぐため、ガムテープやアルミテープ等により戸の隙間を塞ぐ。
- ・退避区画へ退避した人数を把握する。
- ・消防機関へ再通報する。
- ・退避区画内に設置されている避難はしご等を使用して避難する。